

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年10月8日

横浜市契約事務受任者

脱炭素・GREEN×EXPO推進局長 堀田 和宏

1 契約の概要

横浜市風力発電所の機器過熱、発電不能及び遠隔監視不可による危険状態について、原因究明及び修理を実施する。

2 履行(納品)場所

横浜市神奈川区鈴繁町8-1

横浜市風力発電所

3 契約日

令和6年9月3日

4 履行日又は履行期間

令和6年9月3日から令和6年10月2日まで

5 契約金額

3,696,338円(うち消費税及び地方消費税相当額336,030円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

ベスタス・ジャパン株式会社 取締役 杉山 竜太郎

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館15階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市風力発電所に発現した機器過熱、発電不能及び遠隔監視不可による危険状態が横浜市風力発電所に重大な支障を及ぼす可能性があることから当該緊急口頭契約を行った。

8 契約の相手方の選定理由

当該事業者は、横浜市風力発電所の風力発電設備製造事業者の日本法人であり、横浜市風力発電所の仕様及び構造を把握し、危険状態の回避が可能な唯一の事業者であるため。

9 所管課

脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部カーボンニュートラル事業推進課